

山形市会場 1月 開校



ハロートレーニング

※「ハロートレーニング」は「公的職業訓練」の愛称です。

～ 急がば学べ ～

～介護施設でのお仕事～

就職をバックアップ!!

サービス補助科

- 障がいのある方を対象とした職業訓練です。
- 介護サービスに従事する方の補助業務について学びます。
- 就労移行支援事業所や就労継続支援（A型・B型）事業所をご利用の方は、施設外支援としてサポートいただきながら受講できます。

受講生募集

訓練期間	令和8年1月19日(月)～令和8年2月13日(金) 18日間 基本時間：9：30 から 15：30（5時間/日） 休日：原則、土・日・祝日
訓練場所	特別養護老人ホーム いきいきの郷 山形市成安425-2（裏面「地図」参照）
定員	5人（最少催行人員：3人）
受講対象者	障がいのある方で、ハローワークに求職の申し込みをしており、就労に必要なスキルを習得して就職することを希望し、公共職業安定所長（ハローワーク）の受講指示※、受講推薦又は支援指示※を受けた方 ○新規に求職申込をされる方は、事前にハローワークに必要書類等をお問合せされますとお手続きがスムーズです。 ○手帳をお持ちでない方の求職申込については、公共職業安定所にお問い合わせください。 ※印⇒裏面参照
受講要件	・自身又は支援機関等のサポートにより通学可能なこと ・継続して受講できること ・集合型訓練での受講ができること ・訓練終了後の就職状況調査に協力できること
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約5,000円が必要となります。
施設見学	随時見学できます。バリアフリー状況等について確認いただけます。日程を調整しますので、本校（023-644-9227）へご連絡ください。（希望の日時に添えない場合がありますので予め承ください。）
募集締切日	令和7年12月10日（水） 昼12時まで
申込方法	求職の申し込みをしているハローワークの担当者にご相談のうえ、ハローワークにてお申し込みください。
選考会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：令和7年12月19日(金) 午前10時30分から（時間厳守） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 ※正午頃までに終了予定です。 場所：特別養護老人ホーム いきいきの郷(山形市成安425-2)(裏面「地図」参照) 内容：訓練内容の説明、面接等を行います。（応募状況により職業適性検査を実施する場合があります。） 持ち物：筆記用具（鉛筆、ボールペン）を持参してください。

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/handy/>

クリック!

山形 職業

検索



◆ 概 要 ◆

【 目 標 】 介護とは何かを知って、介護サービスの補助業務ができる基礎スキルを習得します。
また、就職に必要な知識等を習得して就労を目指します。

【目指す仕事】 介護サービスに係る補助の仕事

◆ カリキュラム ◆

総訓練時間 84 時間

科 目	科目の内容	時間数
介護の基礎知識	介護とは、介護施設とは、介護施設利用者とは、介護サービスとは 等 老化とは、高齢者と健康、認知症によるこころの変化、高齢者に多い疾病 等	12 時間
介護補助業務の基本	指示の受け方、報連相、利用者への接し方、環境整備(清掃)、移動(杖、車いす)、 食事補助(配膳、後片付け)、リネン交換の基本、レクリエーション 等	48 時間
総合演習等	介護補助業務の復習、職場実習(介護の補助業務を見学し、体験します。)	14 時間
就職支援等	履歴書の書き方、面接の仕方、ビジネスマナー、コミュニケーション など	10 時間

【説明・選考会場】

【訓練会場】

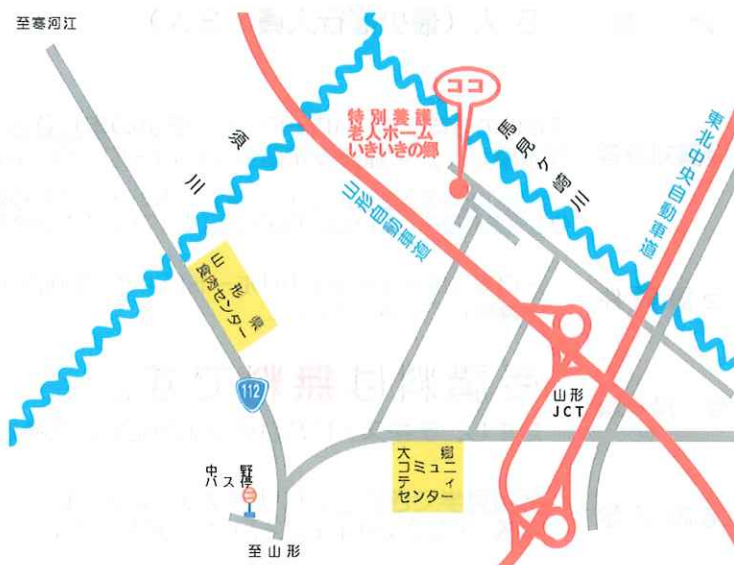
場所: 特別養護老人ホーム いきいきの郷

住所: 山形市成安425-2

電話: 080-7204-0093

無料駐車場あり。

●山交ビル-寒河江駅方面バス
「中野バス停」下車 徒歩30分



【訓練実施機関】 山形市内介護・福祉事業所等連絡会 が実施する訓練です。

《お問い合わせ先》 山形市山家町2-7-17 株式会社cocolo内

電話: 080-7204-0093

◆ご相談・お申込み窓口◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※ 雇用保険受給資格者のうち「受講指示」の方は、訓練期間中「基本手当」、「受講手当」、「通所手当(該当者)」が支給されます。

※ 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により受講する際、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受給できる場合があります。安心して受講いただくための制度です。